

大阪市立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、大阪市立舞洲就労支援所（以下「舞洲就労支援所」という。）は、無休とする。

第3条中第1項を次のように改める。

施設の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 舞洲就労支援所以外の施設 午前9時から午後5時まで

(2) 舞洲就労支援所 午前0時から午後12時まで

第15条第1号中「実施」を「実施（舞洲就労支援所にあっては、同項に規定する就労継続支援の実施）」に改める。

別表中「別表」を「別表（第1条関係）」に、

「大阪市立此花作業指導所 大阪市此花区四貫島2丁目」を

「大阪市立此花作業指導所 大阪市此花区四貫島2丁目」

に改める。
大阪市立舞洲就労支援所 大阪市此花区北港白津2丁目」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 大阪市立舞洲就労支援所（以下「舞洲就労支援所」という。）に係るこの条例による改正後の大坂市立障害者就労支援施設条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第9条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第8条第3項及び第4項、第9条から第13条まで並びに第14条前段の規定の例により行うことができる。

(舞洲就労支援所の指定管理予定者の選定手続の特例)

- 3 市長は、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの期間について舞洲就労支援所の指定管理者を指定しようとするときは、前項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第10条の規定にかかわらず、舞洲就労支援所の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

- 4 前項に規定する場合における附則第2項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第11条、第13条及び第14条前段の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第11条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「大坂市立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例（平成25年大坂市条例第 号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第13条中「第11条」とあるのは「改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第11条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「改正条例附則第4項の規定により読み替えられた前3号」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第14条前段中「前条の規定によ

り選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

舞洲就労支援所を設置するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立障害者就労支援施設条例（抄）

(設 置)

第1条 本市に障害者自立支援法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第

123号。以下「法」という。) 第5条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援を行うことを目的とする施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(休館日)

第2条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、大阪市立舞洲就労支援所（以下「舞洲就労支援所」という。）は、無休とする。

(1)-(2) 省 略

2 - 3 省 略

(供用時間)

第3条 施設の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり

- (1) 舞洲就労支援所以外の施設 午前9時から午後5時まで
- (2) 舞洲就労支援所 午前0時から午後12時まで

2 省 略

(業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援の実施（舞洲就労支援所にあっては、同項に規定する就労継続支援の実施）に関すること

(2)-(3) 省 略

別表（第1条関係）

名 称	位 置
大阪市立此花作業指導所	省 略
大阪市立舞洲就労支援所	大阪市此花区北港白津2丁目